

論 説

アメリカン・グローバリズムと
ベトナムの貿易・投資レジームの改革中 本 悟*
末 吉 普 幸**

はじめに——問題の所在

1. ベトナム経済のグローバリゼーション
 2. 「外圧」としてのグローバリゼーション
 - 2-1 アメリカン・グローバリズムとベトナム経済
 - 2-2 2001年米越2国間貿易協定——WTO加盟のための実践的なりハーサル
 - 2-3 2007年WTO加盟——連動する対外市場開放と市場経済化—
 3. ベトナムのIFDIレジームの改革
 - 3-1 ベトナムにおけるIFDI——成長のエンジン
 - 3-2 2005年投資法——IFDIの量的増加と新たな課題
 - 3-3 2014年改正投資法——経済成長の質的転換をめざして
- 小括

Abstract

Since the beginning of *Doi Moi* of 1986, Vietnam has achieved rapid and uninterrupted economic growth, and Vietnam is the only large economy within ASEAN not to suffer an economic contraction since the mid-1980s. Behind this high performance, foreign invested companies have played crucial role in advancing industrialization and increasing employment and export. For Vietnam, IFDI (Inward Foreign Direct Investment) has been one of the main ways to integrate its economy into the global economy.

This article focuses on institutional conditions of rapid increase of international trade and inflow of FDI into Vietnam. We emphasize international trade agreements and domestic laws which have been supporting both domestic and foreign companies to expand their trades with foreign countries and to implement their investments in Vietnam.

This paper is divided into three parts. The first section shows a rapid globalization of Vietnam by some economic indicators. In retrospect Vietnam's *Doi Moi* has proceeded in line with the world wide dominance of American globalism since 1990s. The second section considers the meanings and impacts to Vietnam of *Agreement between The United States of*

* 立命館大学経済学部教授

** 東大阪市行政管理部法務文書課総括主幹

America and The Socialist Republic of Vietnam on Trade Relations of 2001 and Vietnam's accession to WTO in 2007. Then the third section analyzes the background and significance of the Law on Investment of 2005 and its amendment in 2014.

From these considerations, we can conclude that the reform of regime of international trade and IFDI of Vietnam is a result of both external and internal pressure to make a level playing field for foreign companies and to accelerate market-oriented economy for the state of Vietnam.

Recently OECD recommended Vietnam's government to address the challenge of productivity slowdown. However this is also quite challenging to foreign companies which have enjoyed a lot of new workers, by the shift in employment from agriculture to industry in Vietnam.

はじめに——問題の所在

ベトナムの旧ソ連型の集権経済から市場経済への転換は、1986年末のドイモイ（doimoi-刷新の意味）政策に始まり、2007年のWTO加盟で一つの画期をなす。ドイモイ政策の展開は1990年代から世界的に急速に進んだグローバリゼーションの流れと軌を一にする

ベトナムの経済成長のエンジンは輸出であり、WTO加盟直後はベトナムの輸出上位品目のほとんどが第一次産品であったが、やがて工業品の輸出が増加し、2018年には電話機・同製品、アパレル、コンピュータ・電子機器、機械設備・同部品などとなっている。そしてこれらの工業品の多くが、外資系企業による生産であった。つまり、対内直接投資、工業化、資本財の輸入と工業製品の輸出が相互促進的に進んだのである。その傾向は強まりこそすれ、衰えるところを知らない。その象徴的な例は、サムスン・グループによるベトナムへの大型投資である。2009年にサムスンはベトナムで携帯電話の本格生産を始めたが、その後も同グループは家電の生産を拡張し、2018年には同グループはベトナムの輸出の25%を占めるに至った。¹⁾

一方で、外資系企業の現地調達率、すなわち国産化比率が非常に低く、その原因が輸出製品に組み込めるだけの競争力あるサポーティング産業部品の未発展にあることは、すでに多くの先行研究が明らかにするところである（トゥ [2010]、大野・川端編 [2013]、田村・津川 [2019]、JETRO (2019)²⁾）。このようにベトナムの工業化においては、外資系企業の大きな存在と国有企業を除けば脆弱な地場企業といった二重構造が存在する。また最近では、成長を牽引してきた工業部門のGDPシェアの漸減がみられる。工業化ののちにサービス経済化に向かうのは経済成長に一般的にみられる傾向ではあるが、ベトナムの場合には外資系輸出企業の現地調達すなわち国産化が不十分のままに、サービス経済化の進行がみられる。ダニ・ロドリックがいうところの「早熟な脱工業化」（premature deindustrialization）（Rodrick, Dani [2016]³⁾）の兆候が見られる。工業部門の低い現地調達率と「早熟な脱工業化」の兆候、これら二つの傾向はいずれもベトナム経済の急速なグローバリゼーションに起因するものではないだろうか。

そこで問題は、このようなベトナムのグローバリゼーションは何ゆえにかくも、急速に進んだ

のか、ということである。本稿では、この問題をベトナム経済の対外開放・自由化に大きな影響を及ぼしてきたアメリカン・グローバリズムとそれに呼応してきたベトナムの国内制度改革、とくに IFDI (Inward Foreign Direct Investment : 対内直接投資) レジーム改革がどのように進んできたかを、関連する重要な国際協定と国内法の改正を分析することによって解明しようとするものである。

なぜアメリカの影響力が大きかったのか。それはベトナム経済のグローバリゼーションにおいては、アメリカの存在が非常に大きくなったからである。1991年にはソ連が解体し、ソ連からの物的・資金的援助は打ち切られ、さらに1997年から始まったアジア通貨危機をきっかけに直接投資の流入が急減したベトナムは、新たな開発戦略を必要とした。一方、冷戦の終結によって「唯一の超大国」となったアメリカは1990年代には10年に及ぶ景気拡大が続き、世界から資本がアメリカに一極集中した。そしてアメリカの経済システム・企業システムはグローバル規模でスタンダードとみなされ、アメリカン・グローバリズムが世界を席卷するようになった⁴⁾。かくしてベトナムのドイモイ政策は、アメリカン・グローバリズムの世界的展開のなかで作動することになった。ベトナムに対するアメリカン・グローバリズムの経路の一つは、2002年米越2国間貿易協定であり、さらに2007年のWTO加盟である⁵⁾。この二つによってベトナム経済のグローバリゼーションと市場経済化は飛躍的に進んだが、反面ではベトナム政府による開発政策の裁量余地は著しく狭められた。このことが明らかとなろう。

本稿の構成は以下の通りである。まず1では、いくつかの指標からベトナム経済の急速なグローバル化をクローズ・アップする。つぎに2では、アメリカの対ベトナム通商政策の展開を概観したうえで、ベトナム経済の対外開放を目的として締結された米越2国間貿易協定を検討する。この協定にはアメリカン・グローバリズムの原理が貫かれている。3では、米越2国間貿易協定やWTO協定に呼応して行われた対内IFDIレジームの改革を、とくに投資法について検討する。ここにいう投資法とは、ベトナムで国内投資を行なう内外の投資家および外国に投資を行なう投資家を対象とするものであるが、分析の焦点は外資系企業であり外国企業によるIFDI(対内直接投資)に対する政策である。IFDIレジームはベトナム経済の改革をめぐるベトナムと外国との交渉の焦点であった。

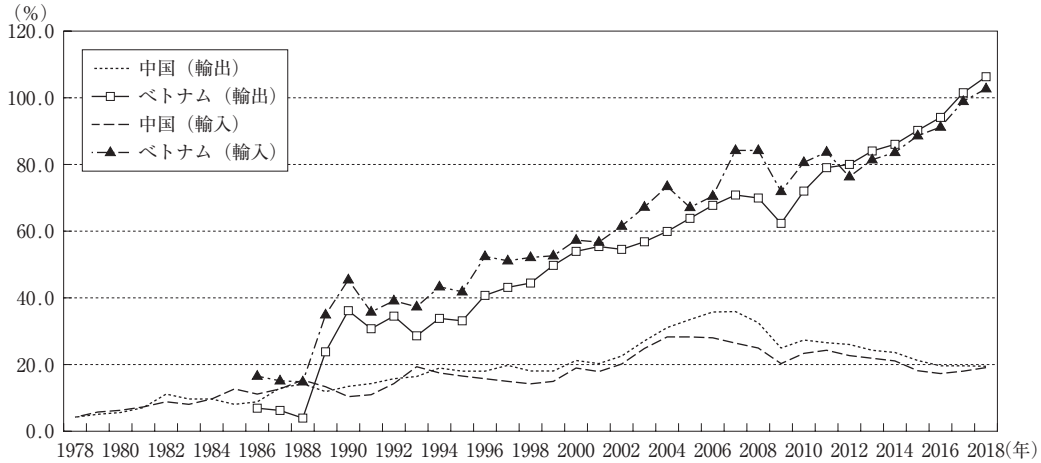
1. ベトナム経済のグローバリゼーション

最初にいくつかの指標からベトナム経済の急速なグローバル化の諸相をみる。

まず第1は、貿易面のグローバル化である。ドイモイ政策を開始した1986年以降貿易依存度は上昇し、その後も2007年のWTO加盟直後に起きたアジア通貨・金融危機による一時的落ち込みはあったものの、その後も高まり続け現在に至っている(図表1)。

ベトナムに先立ち1978年に改革開放路線に舵を切った中国も、その後貿易依存度が高まった。その傾向はWTOに加盟した2001年以降も続いたが、2006年をピークにその比率は低下傾向にある。ここで確認したいのは、両国の貿易依存度の絶対的水準ではなくその傾向である。中国の貿易依存度が2006年をピークに低下していることは、逆にいえば成長が内需に依存する傾向が強

図表1 中国とベトナムの財貿易の依存度（％）



注) 財の輸出と輸入額の対 GDP 比率。サービス貿易は除外。

出所) World Bank (<https://databank.worldbank.org/home.aspx>)

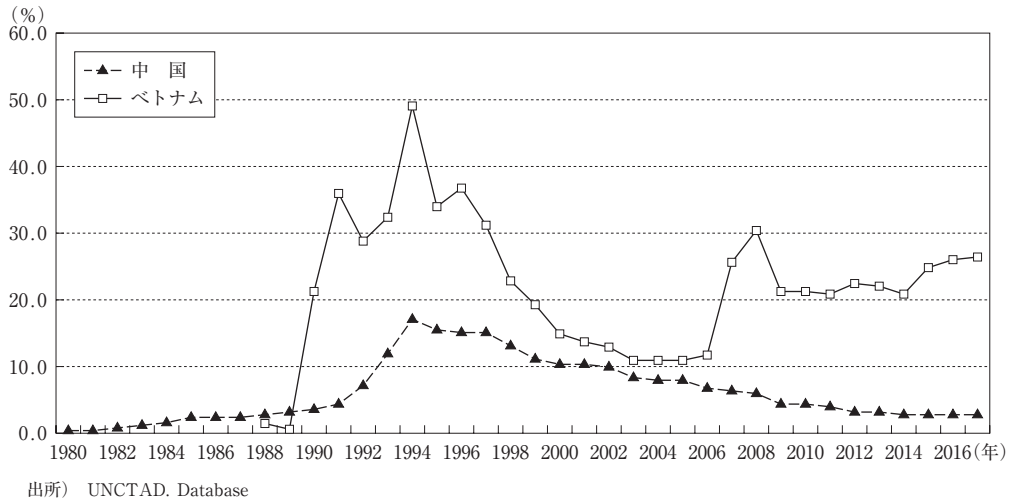
まっていることを示す。「世界の工場」から内需拡大を反映する「世界の市場」への移行を意味するのである。またベトナムでは、輸出依存度よりも輸入依存度のほうが高い期間が長いのも中国との違いである。それは前述のように輸出品の生産においてベトナム国内で調達率が低く、したがって輸出が増えれば増えるほど、それに必要な原材料、部品や設備もまた輸入せざるをえないのである。

JETRO の調査によれば、2018年でベトナム進出日系企業の「原材料・部品の調達先」のうち、「現地」シェアは36.3%である。そのシェアを中国の66.3%、タイの57.2%、インドネシアの42.0%と比べるとまだまだ低い。そして現地調達先の内訳では、進出日系企業が47.0%、地場企業が39.7%、その他外資系企業が13.3%であり、地場企業よりも進出日系企業からの調達のほうが大きい。また「現地」の36.3%のなかの14.4%は地場企業からの調達である。おなじ比率は中国では41.3%、タイでは23.3%、マレーシアでは20.4%、インドネシアでは19.5%であり、これらと比べて最低である（JETRO [2019]）。

以上のようにベトナムのサポーティング産業は未発展であるが、このことは貿易の構成にも反映する。財の輸出額に占める工業品シェアは2000年の43%から2018年には84%とほぼ倍増した反面で、財輸入に占める工業品シェアもまた73%から77%に微増した。対照的に中国は、輸出財に占める工業品シェアは同期間に88%から90%に微増したが、輸入財に占める工業品シェアは同期間に75%から61%に低下した（World Bank, Data Bank）。これは中間財の国産化が進んだからである。

ベトナムの工業化と工業品の輸出に大きな役割を果たしてきたのが外資系企業である。それを対ベトナム直接投資のベトナムの資本投資に対する比率で見ると、ドイモイ政策の導入政策の直後に高まり、アジア通貨危機で落ちるが、2007年のWTO加盟後に再び急増した。翌2008年の世界金融・経済危機に若干の落ち込みを経たのちには、堅調に増加してきた（図表2）。このことは、外資系企業による対ベトナム直接投資がベトナムの国内投資にとって資金源でも大きく寄与していることを意味する。一方、中国ではこの比率は1994年の17%をピークに低下し続けており、

図表2 資本投資に対する対内直接投資フローの比率 (%)



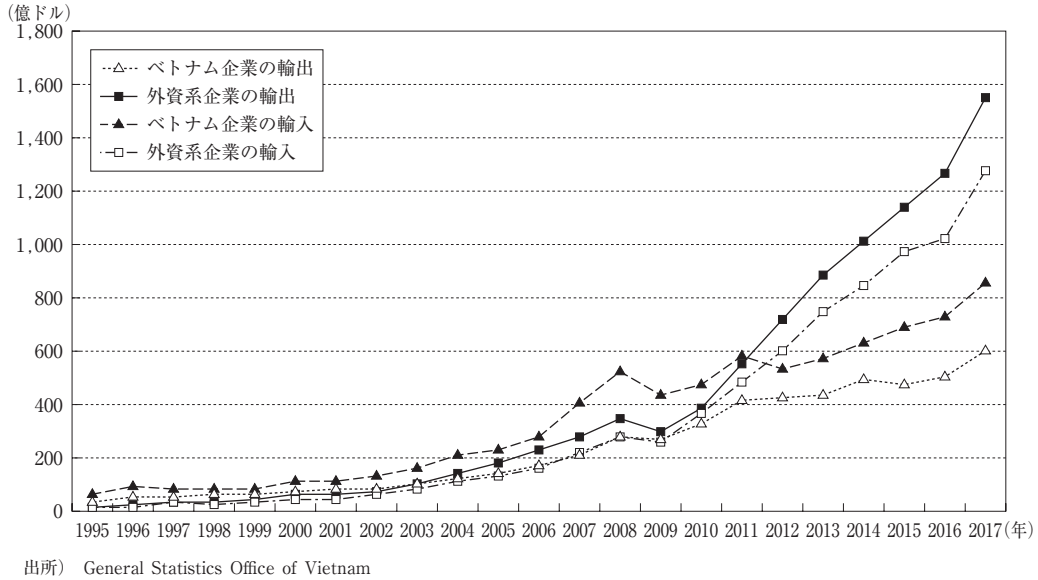
中国国内における資本蓄積の発展を示している。

ベトナムにおける外資系企業は2016年で、全企業数の2.8%に過ぎないが雇用シェアでは30%、純益シェアでは27%を占める大きな存在である。そして輸出入の主体としてのプレゼンスはさらに大きい。財輸出全体に占めるベトナムの外資系企業シェアは、2005年の57%から2017年の70%にまで上昇する一方で、同期間に輸入シェアでも37%から60%に増加しており、貿易に占める外資系企業の役割は大きくなっている (*Statistical Yearbook of Vietnam*, various issues)。外資系企業は輸入した原材料や設備に低賃金の労働を利用し加工組み立てを行い、その製品を輸出するというのが基本的な活動である。その結果、外資系企業の貿易収支は黒字基調である (図表3)。一方、国有企業を含むベトナム企業の貿易収支は赤字基調である。

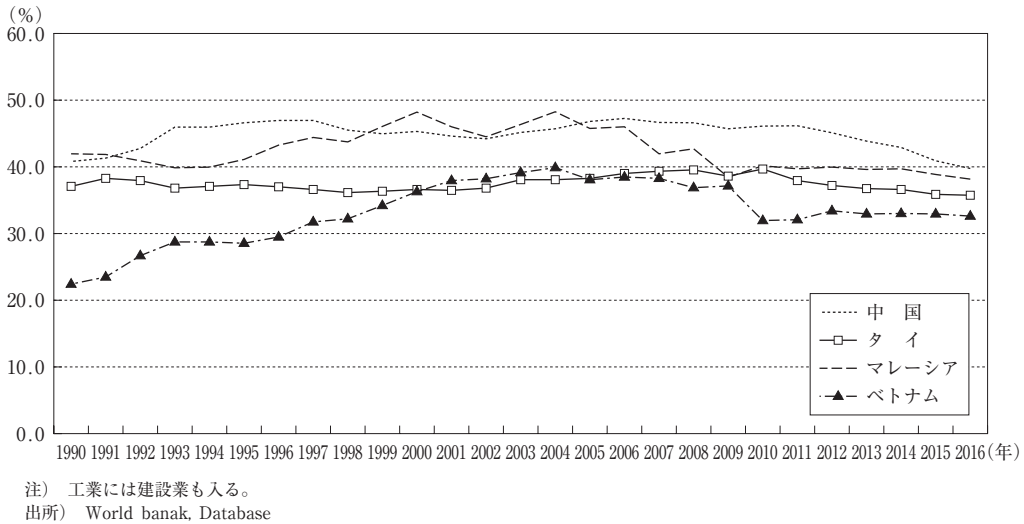
一般に対内直接投資は受け入れ途上国にとって、①IFDIによる投資資金の調達、②受入国における生産を通じた地場企業への技術移転やスピルオーバー、③輸出による外貨獲得、④雇用と所得の増加を通じた内需拡大をもたらすマクロ経済的には経済成長に寄与する。対ベトナム直接投資もこれらの役割を果たしているといえるが、このようなメカニズムによる経済成長には難点がある。その一つは、サポーティング産業の未発展の問題である。外資系企業にとって地場のサポーティング産業の育成は、それ自体としては経営課題ではない。それはむしろ政府の政策課題であろう。いま一つは、ベトナムの生産における付加価値の増加、高付加価値化をどう図るかという問題である。

工業化における高付加価値化が不十分であることは、GDPにおける工業のシェアの推移からも理解できよう。ベトナムのGDPの工業シェアは、2004年の40.2%をピークに漸減しているからである。中国、タイ、マレーシアもまたそのシェアは漸減しているが、そのシェアはベトナムよりも高い。ちなみにこれら3カ国では農業のGDPシェアはそれぞれ8.6%、8.5%、8.7%といずれも8%台であるのに対し、ベトナムは16.3%である。農業部門の生産性上昇を上回る工業部門の生産性の上昇は、GDPの農業部門シェアの低下と工業部門シェアの上昇を招く。これは経済成長の一般的な傾向であるが、ベトナムの場合にはまだ農業部門のGDPシェアが高い割に

図表3 ベトナムの貿易 (米ドル)



図表4 工業のGDPシェア (%)



は工業部門のシェアがすでに漸減するとともに、サービス生産部門のシェアが上昇しているのである。一方、雇用構成では工業部門シェアは1992年の9.9%から2016年に24.8%に経年的に増加してきた (World Bank, Data bank)。つまり工業化はその雇用シェアを拡大しながら付加価値シェアは低下しているのである。

したがってベトナムの工業化の課題は、高付加価値化および生産性の向上であるが、そのためにはサポーティング産業と高付加価値産業の育成が課題となる。現状のまま賃金やベトナム通貨ドンが高くなり、低コストの生産拠点としての競争力が低下すれば、いわゆる「中進国の罠」に陥ることになる。ベトナムがこのような難題を抱えるに至ったのは、その工業化のあり方を規定

したアメリカン・グローバリズムにあるのではないか、というのがここでの問題意識である。とくに WTO 加盟に先立って締結された米越 2 国間貿易協定の影響は大きかった。

2. 「外圧」としてのグローバリゼーション

2-1 アメリカン・グローバリズムとベトナム経済

1975年のベトナム戦争終結から20年目の1995年にアメリカとベトナムは国交を回復する。それまでは、1964年にニクソン政権が始めたベトナムとの経済交流の禁止を続けたのであった。この断絶した関係は1994年2月にクリントン大統領が禁輸措置を終結したことによって雪解けを迎え、翌1995年には国交が回復した。国交回復以降、アメリカはベトナムに対して市場経済化と対外開放を強く求め、ベトナム側もそれに呼応して国内法の改正を進めてきた。ここでは、アメリカの通商政策の展開のなかで対ベトナム政策を位置づける。

両国の経済関係の再開の時期は、アメリカの通商政策の多様化が進んだ時期であった。アメリカは1976年以降、貿易赤字が経年的に増加し、レーガン政権の1981年から1989年の間に4倍以上になった。そこでアメリカ政府は、自国が競争力をもつサービス貿易の拡大、知的財産権の保護、対外直接投資の障壁の除去、農産物補助金などの国際貿易の新しい課題を GATT の多国間協議で取り組むべくリーダーシップを発揮し、これは1995年の WTO 設立に結実した。同時に、特定の国との間で貿易協定を締結しようとするリージョナリズムも追求し、これは1993年の APEC シアトル会議、1994年の NAFTA、その他の地域的 FTA に結実した。さらに1989年から90年にかけて行われた「日米構造協議」（その後、「日米包括経済協議」）のように2国間交渉主義も採られた。

このように1980年代後半からアメリカは、国際貿易・投資・金融の自由化のために多国間 (multilateral)、複数国間 (pluri-lateral)、2国間 (bilateral) のアプローチを問題と交渉相手によって使い分けるマルチ・トラック・アプローチを追求してきた。それぞれのアプローチは相互に排除するものではなく、むしろ相互促進的に作用しながら、国際的規模で貿易・投資の自由化に結実するというのである。そしてソ連崩壊後、唯一の超大国となった90年代には、アメリカの経済・企業システムは世界の経済・企業システムのモデルとされ、アメリカはそれを世界各国に適用しようとした。株主資本主義、証券市場優位の金融システム、金融自由化、国有企業の民営化、政府規制の緩和、国際的な貿易・投資金融の自由化が世界的に進んだ。すなわちアメリカン・グローバリズムの世界的な浸透である。

アメリカがベトナムへの禁輸を解き、国交正常化と2国間貿易協定に向けて交渉を始めたのは、まさにこのアメリカン・グローバリズムが世界的に最も強く浸透する時期の真只中であった。かくしてアメリカのベトナムとの通商協定の内容は、ベトナムが1995年にその加盟を申請した WTO の原則を先取りしたものとなるほかなかった。

一方、ベトナム側にもこのようなアメリカの立場を受け入れようとする動きはあった。当時、米越通商交渉を担当した商業大臣のトルン・ティン・トウエンは、「ベトナムはグローバリゼーションの潮流から逃げられず、いずれ WTO に加盟しなければならない。アメリカとの通商交

渉は、ベトナムにとって WTO 交渉のための練習の機会になる。また、WTO に加盟するためには重要な個別交渉国であるアメリカとの交渉が成功しなければならない。したがって、越米通商協定の内容が WTO の基本原則に沿うものならばベトナムは受け入れるべきである」というものであった（トウ [2010] 254ページ）。このようにベトナムの米越貿易協定推進派は、1990年代以降のグローバリゼーションのなかで WTO 加盟を前提として、その必要条件としてアメリカとの貿易協定の締結を位置付けた。次にこの協定の内容を検討する。

2-2 2001年米越2国間貿易協定——WTO加盟のための実践的なりハーサル

アメリカ政府は1995年の国交正常化の翌年に早くも2国間貿易協定の原案を提起した。以後4年の交渉を経て、2000年には両国間で米越貿易協定（Agreement between The United States of America and The Socialist Republic of Vietnam on Trade Relations）が調印され、両国の批准を経て翌2001年に発効した。この協定は4部構成の100ページを超える協定であり、在ワシントンのベトナム大使館によれば、「他の協定と比べて非常にユニークかつ包括的である」。そして同協定は「WTOルールと原則に基づいて世界経済にベトナムを統合させるうえで重要な第一歩」だという（US Senate [2001] p. 52.）。この協定にはベトナムの関税引き下げの約束表が付いている。これまでの社会主義国との貿易協定では、関税引き下げ交渉は将来に委ねられており関税引き下げの約束表（品目ごとの関税引き下げのスケジュール）はなかった。実際1979年米中貿易協定は10ページ足らずの短いものであった（CRS [2002] p. 17.）。ここに米越2国間貿易協定の特徴が如実に示されている。それは米越2国間の貿易振興という一般論だけでなく、関税引き下げの約束表を含む実質的な貿易自由化を実現するための協定であった。

この協定の基本点を、協定本文に基づいて概括する（協定のテキストは USTR の HP にある）。協定の構成は以下の通りである。

- 第1章 財貿易
- 第2章 知的財産権
- 第3章 サービス貿易
- 第4章 投資関係の発展
- 第5章 ビジネスの促進
- 第6章 透明性関連条項および控訴権
- 第7章 一般条項

第1に、協定におけるベトナムの地位について。ベトナムとしては市場開放のテンポを遅らせることができることから同国の地位を後発途上国（LDC）としたかったが、交渉の結果、「低開発の途上国であり（a developing country at a low level of development）」、「市場経済化および地域経済ならびに世界経済への統合を進めつつある国」という地位となった。したがって市場経済化と対外開放を WTO の諸原則を前提として行うことになったので、ベトナムの国際的な自由貿易体制への参入のスピードは速く、またその内容はベトナムにとっては厳しいものになった。

第2に、対外市場開放については、WTO 原則に基づき両国は互いに最恵国待遇と内国民待遇を与える（第1章第1条）。ベトナムは3～7年の間に、従来行ってきた農産物や工業品の輸入量

制限枠を段階的に廃止するとともに、3～6年の間にアメリカからの輸入や在ベトナムのアメリカ企業に対して輸出入を認める。ベトナムは250品目（その5分の4は農産物）について3年間で33～50%の関税引き下げを行う。本協定発効3年後には、米国民及び米企業は製造業における投資と業務が許可され、7年後には貿易業務を行なう完全子会社の設立が許可され、市場開放スケジュールに基づいた貿易が可能となる（第1章第2条）

第3に、社会主義国ベトナムにおいて大きな地位を占めてきた国有企業は、この協定によって引き続き特定の財については排他的な貿易権を維持することができる。しかし、貿易する財の価格、数量、調達量、販売量などの取引条件は、民間の市場取引と同じようにする（第1章第8条）。

第4に、サービス貿易の自由化はWTO協定で確立したレジームであるが本協定でもこれを踏襲する。アメリカの個人や企業は、ベトナムでほとんどのサービス産業への投資を許可される。銀行業においては、本協定発効から9年間はベトナムとの合弁会社に30～49%の出資ができる。10年目からは100%の出資が可能となる。保険業については、本協定発効後3年後からアメリカ企業は合弁会社の設立が可能となり、6年後からは完全出資の子会社設立が認められる。電気通信業については、2年後から上限50%の合弁会社の設立が許可される。

第5に、投資関係（第4章）でも、最恵国待遇および内国民待遇を与える。ただし移行国としてベトナムは、内国民待遇については幾分かの例外を認められた。製紙、植物油、牛乳、サトウキビ、木材加工においては、現地調達義務は5年間まで、セメント、履物、衣類、建築用の鉄、タバコ、自動車・バイク用のタイヤやチューブなどは製品の80%以上の輸出義務は7年間まで維持できる。

ベトナムの改革に活を入れグローバル経済への深い統合を求めるこの協定に対して、ベトナム国内ではこの協定は社会主義の基礎を揺るがし、国家主権を弱体化させる恐れがあるとして、共産党保守派や国営企業に大きな利害をもつ軍からは反対意見がでてきた（CRS [2002] p.18）。しかし1990年代半ばから景気後退が続く中で、政府は市場経済化と対外市場開放で政策的な行き詰まりを打破しようとしており、2000年1月には改革派が重要な経済ポストや政治ポストに就任した。また同年7月20日にはベトナム初の証券取引所が開設されるなど、改革の内圧も高まりつつあったのである。

この協定に対するアメリカ国内の反応はどうだったのか。本協定が政府間で締結されて1年後に、大統領は議会にその批准を求めた。ここでは、このための公聴会のなかから、2001年6月26日に開催された米上院財政委員会の公聴会におけるこの協定に対するビジネス界と労働団体の対応をみてみよう（US Senate [2001]）。

ビジネス界からは、GE、IBM、DuPontなどの大手メーカー、Citicorp、J. P. Morgan Chase & Co.などの金融業、GAP、Nike、コカ・コーラなど消費財メーカー、全米商工会議所、NAM（全国製造業者協会）などの総計272のアメリカの代表的な企業やビジネス団体は次のように主張した。ベトナムは将来有望な市場になりうるのであり、同協定によってアメリカ企業やアメリカ製品はベトナム市場において、ヨーロッパ企業や他のアジア諸国企業と効果的に競争できる。また南アジアの政治的・経済的発展においてアメリカの建設的役割を強めるとともにベトナムにおける市場改革を支援する、として早期の批准を求めた。

またCitigroup Inc.の副会長兼対政府広報関係の国際部長のリオネル・C・ジョンソン（Lionel

C. Johnson) は、本協定によって対内直接投資や国内投資が増え経済発展が加速化するとともに、現代的な金融サービスと金融商品がベトナムに移転されるとして、その早期の批准を求めた。併せて、恒久的な正常貿易関係の開始を訴えた。

これら賛成派の一方で、労働界は以下のように主張して本協定に反対した。縫製業・工業・繊維業従業員組合（UNITE: the Union of Needletraders, Industrial and Textile Employees）は、以下のように主張した。貿易そのものに反対するわけではないが、本協定には投資家の保護規定は明確であるが、ベトナム労働者の権利保護は弱いというダブル・スタンダードである。「貿易は開発にとって積極的な推進力ではある」が、「貿易自由化は開発政策ではない」という。ベトナム労働者には共産党から独立した組合を結成する自由がなく、1998年採択のILO宣言にも反すると。貿易と労働基準や環境基準の結合が不可欠だといっているのである。

以上、本協定の概要、1990年代のアメリカの通商政策の特徴、そして本協定をめぐる議会の公聴会における議論をみてきたが、これらから本協定の性格について次のように言える。

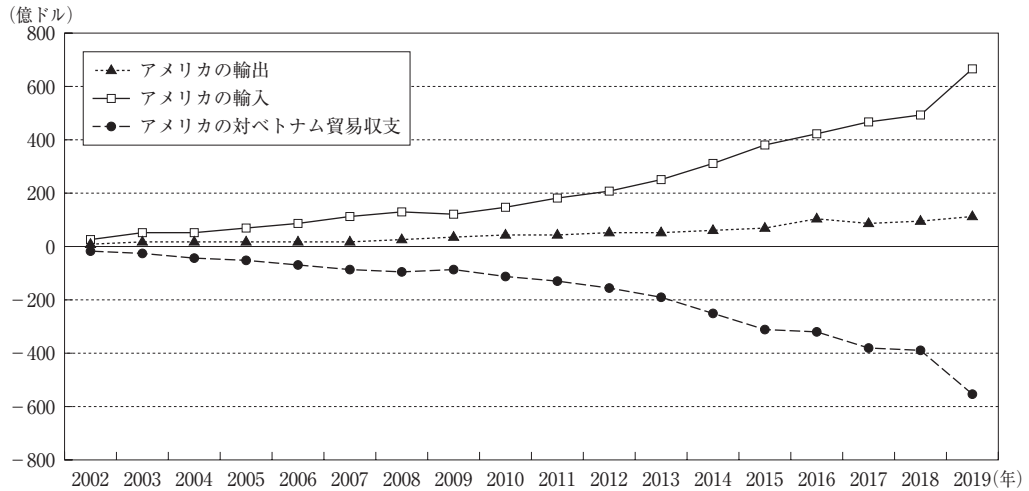
まず第1に、本協定はベトナムに対して対外開放と市場経済化の改革を促進する「外圧」として作用した。本協定の対象は、財の貿易のみならずサービス貿易、知的財産権、投資関連措置、規制の透明性、投資紛争処理、ベトナムの価格統制の自由化など広範囲にわたり、これらの分野で制度改革を求めるものであった。すでにベトナムは1986年末のドイモイ政策で市場経済化に舵を切り、対外的には1995年のWTO発足と同時にその加盟を申請していた。WTO加盟には、通商関係が大きな国との2国間交渉、ASEANなどの地域グループ諸国、そしてWTOの作業部会との交渉が必要であるが、この米越2国間貿易協定は、その後行なわれるWTO加盟のための一連の交渉のいわば前哨戦であった。先に引用したように、交渉を担当した商業大臣のトルン・テイン・トウエンにとっては、「越米通商協定の内容がWTOの基本原則に沿うものならばベトナムは受け入れるべきである」ということになる。かくして市場経済推進派は、米越通商協定を「外圧」（トゥ [2010] 57ページ）として、それを梃子に市場経済化に向けた国内制度改革を進めようとしたのである。

第2に、ベトナム企業にとっては、この協定は世界最大のアメリカ市場への輸出参入を切り開くものとして期待された。本協定によってアメリカはベトナムに最恵国待遇を与えるため、たとえばアパレルに対するアメリカの輸入関税は40%から一挙に3%に下がることになる（CRS [2002] p.9）。2000年当時アメリカとベトナムとでは、その彼我の経済格差はGDPでは25倍、一人当たりGDPでは58倍の格差があった。このような圧倒的な経済力格差は経済的小国ベトナムにとって、貿易協定によって最恵国待遇を獲得し、関税を引き下げてアメリカの巨大市場への輸出を増加させようとする「競争的自由化」⁶⁾が強く働いたといえよう。

第3に、アメリカ企業にとって本協定の主目的は、①ベトナムへの輸出においてヨーロッパやアジアの企業に対して不利にならないようにベトナムの輸入関税引き下げを図るとともに、②ベトナムに生産・営業拠点を設立して低コストの財の生産とその財のアメリカへの輸入を拡大することであった。とはいえ、ベトナム向けの輸出は同協定が締結された翌年の2002年ではアメリカの輸出の0.08%に過ぎなかった。むしろアメリカ企業にとってベトナムは、一次産品および低価格の軽工業品の輸入調達先として位置づけられた。

第4に、この協定はNAFTAと同じように、アメリカ企業にはベトナムの政府を訴えて国際

図表5 アメリカの対ベトナム貿易



出所) US Dept. of Commerce, ITA の貿易データ。

ビジネス仲裁に持ち込める投資家保護の条項を盛り込んでいるが、ベトナムの労働者の保護条項はない。また NAFTA では、メキシコ⁷⁾の環境悪化と国境環境が大きな問題になった（中本悟 [1999] 第6章）が、本協定にはそのような考慮はなく、徹頭徹尾、貿易と投資の自由化を主旨とするビジネスライクの協定である。

このように本協定は、低開発国であるベトナムに対して、NAFTA や WTO の諸原則に基づいて、ベトナムを「水平的な競技場」(level playing field) にしようとするものであった。そこには環境や労働問題への顧慮はなく、アメリカ企業にとって「より魅力的で非差別的なビジネス環境」(Annex H4.3) を創り出そうとする協定であった。

ベトナムにとって、この協定の効果は劇的であった。協定発効の2001年ではアメリカはベトナムの輸出相手国シェアの7%を占めていたが、翌2002年には輸出相手国として首位になり、そのシェアは14%に倍増した。それ以降、アメリカはベトナムにとって最大の輸出市場であり続けており、2017年では輸出の19%を占めるに至っている。ちなみに第2位は中国でベトナムの輸出市場の17%を占める (General Statistics Office of Viet Nam の貿易データベース)。その結果、アメリカの対ベトナム貿易は赤字が経年的に拡大してきた (図表5)。

2-3 2007年 WTO 加盟——連動する対外市場開放と市場経済化——

ベトナムの市場開放の次のステップは WTO 加盟であった。ベトナムは1995年の WTO 発足時に WTO 加盟申請を行った。そのための交渉は、多数国間レベルでは40カ国が作業部会（代表国は韓国）を作って交渉が行われた。それらのなかには、日本、米国、中国や途上国のチリ、フィリピン、インドネシア、マレーシアなどが入っていた。作業部会はベトナムの「貿易体制に関するメモランダム」→「事実確認」→「作業部会報告原案骨子」→「作業部会報告原案」を順次作成していく。このための作業部会は同年1月31日に設置された。複数国間でも2国間でも財の関税譲許表及びサービスの約束表を決め、それらのうち可能なものを「作業部会報告原案」に付加し、作業部会として「一括受諾報告原案」として採択する。この過程では公式および非公式の

交渉が続く。そして最終的には一般理事会がこれを「ベトナムの WTO 加盟文書」として承認したうえで、ベトナム国会がこれを批准し、それをメンバー国に通知してから30日後にベトナムの WTO 加盟が発効する。

ベトナムは当初2005年1月1日までの WTO 加盟を希望したが、実際に加盟が承認されたのは2006年であった。加盟承認が1年遅れたのは、作業部会メンバー国のベトナムへの要求が多く、1998年7月に開催された第1回目会合から2006年10月の最終会合まで14回の会合が必要とされたからである。この過程で、作業部会メンバー国はベトナムに対して広範な問題について現状の説明と WTO 加盟に向けての改革計画の提出と説明を求め、それに対してさらに作業部会メンバー国が追加的な質問や要求を出すという交渉が行われた。交渉概要は WTO によって公表されている。たとえば、WTO News によれば第6回～第8回の作業部会の会合では以下のような交渉があった。

2003年5月12日の第6回目の会合では、貿易省副大臣の Luong Van Tu がベトナム経済の市場経済化と対外開放について説明した。財とサービスのいっそうの市場開放の問題は当然として、農業の国内補助や輸出補助、二重価格制の廃止、現地調達率政策の廃止状況、TRIPs 協定順守の状況、衛生植物検疫措置の実施状況、国有企業改革、外国人投資家にとって無差別の新たな投資規制策、法律の公布における透明性、外国人に対する差別的な付加価値税・特別税の廃止をする法案、など WTO 協定に沿った事項であった。しかし、作業部会議長国である韓国の Seung Ho は、「ベトナムが2年以内に WTO に加盟したければ、『大飛躍』(quantum jump) が必要だ」としてさらなる市場経済化と対外開放に向けて発破をかけた (WTO [2003a])。

これを承けて第7回目の会合が12月10日に始まり、「作業部会報告原案骨子」に向けて交渉することになった。Luong Van Tu は2国間交渉が最終段階に近づいているとしたうえで、作業部会メンバー国に対してベトナムが低開発の途上国であることへの理解と共感を求めた。そして2005年1月に加盟するために、2004年には3回の会合を開催するように要請した(しかし、実際に開催されたのは2回だった)。そのうえで、前回の会合以降行われた2国間交渉で出た要求に対する回答をした。財の関税率については、平均関税率22%にするという第3回目の関税譲許表を提出したが、これとは別にこの会合では新たに二つの問題が出てきた (WTO [2003b])。

その一つは、そもそもベトナムはいかなる地位でもって WTO に加盟するか、という問題である。これに関しては二つの見解があった。一つは、当時の年間の一人当たり所得が400ドルほどの国は IMF の基準では「低所得の最貧国」の地位だという考え方であり、もう一つは潜在的能力をもつ競争力ある途上国という地位である。前者では市場経済化と対外経済開放をより柔軟により長期にわたって実行可能であり、非農産品の輸出補助金も特別の条件で認められるなど、WTO 加盟後のベトナムの裁量の余地が大きい。作業部会メンバー国の途上国数か国は前者を支持した。

もう一つの問題は、ベトナムは多くの文書やリストを提出してきたが、それらの情報の真実性や透明性に疑問が出された。またベトナムは4.5%の関税引き下げ(平均関税率は22%になる)を提案したが、なお競争力がある途上国として更なる関税引き下げが求められた。そしてベトナムは国家貿易企業のリストを提出したが、いくつかのメンバー国は詳しい情報を求め、またほかの国有企業の情報を求めた。

第8回目の会合は2004年6月15日に開催され、財貿易の関税引き下げについては前回よりもさらに4%引き下げて、平均関税率18%を提起した（WTO [2004]）。しかし作業部会メンバー国は、ベトナムがWTOに加盟するにあたっての市場開放やその他の条件、ベトナムの規制や政策のいっそうの公開、必要な法律や規制の制定などで多くの課題が残っていると主張した。作業部会議長のSeung Hoは、ベトナム代表団に対して、WTO加盟に向けた法律や規則の策定が絶対的な必要条件だと強調した。「加盟のペースはベトナム政府がこれらをやり遂げるペースにかかっている」と。また今回の会合でもベトナムの経済的地位が問題になったが、ASEANやほかの途上国はベトナムを支持して「重債務の低所得途上国」として位置付けるように主張した。より多くを求めるメンバー国に対して、Luong Van Tuはこれまでと同じように、ベトナムの経済状況を考慮してもっと柔軟な対応を要請した。

その後も2国間、複数国間、多国間（作業部会）の公式および非公式の渉が重ねられた。米越間では2006年5月に合意に達し、多国間では同年10月26日にベトナムのWTO加盟の最終文書が完成した。米越2国間交渉では、①ベトナムに進出した外資系企業の貿易権の制限を廃止する、②WTO加盟後は、もはや非市場経済国としてはみなされない時期かまたは12年間は、ベトナムを非市場経済国として位置付ける⁸⁾、③一方アメリカ側においては、議会在毎年審議していたジャクソン-バニック修正法の適用免除を終結し、恒久的正常貿易関係を与えなければならない、という結論に達した。USTRは、ベトナムのWTO加盟はベトナムをルールに基づくグローバルな貿易体制に組み込み、国内の市場経済化と政府活動の改革を支援するとして評価した（USTR [2006]）。

多国間交渉の作業部会会合も、2006年10月26日をもって8年間の作業を終了した。その作業部会の最終報告 *Accession of Viet Nam: Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam* は200ページ近くもあり、作業部会側の質問や要求に対してベトナムがWTO加盟の準備として、あるいは加盟後にベトナムが実行する約束をまとめている。併せてベトナムからは、500ページ余りの財貿易の関税表およびサービス貿易の関税表がそれぞれ提出された。かくしてベトナムは「低所得の重債務途上国」（a low income and high indebted developing country）という地位でWTOに加盟するとともに、財政赤字を対GDP比で3%以下にすること、法人所得税を28%とすることなどを約束して2007年1月11日に150番目の国としてWTOに加盟した。1995年にベトナムがWTO加盟を申請してから12年目であった。WTO加盟交渉の過程は、圧倒的な経済的小国に対してグローバリズムが貫徹する過程であった。

ベトナムがWTOに加盟した同じ年に、米国はベトナムに対して魅力的な投資環境を促進することを求めて、米越貿易投資協議会を設置し1年に1回以上会合するように努めることを目的に「米越貿易投資枠組み協定」（Trade and Investment Framework Agreement between The Government of The United States of America and The Government of The Republic of Vietnam）を締結した。

以上みてきたように、アメリカが米越2国間貿易協定でベトナムに求めたのは、ベトナムのWTO加盟を前提にWTO協定の諸原則をできる限り前倒して盛り込むことであった。そしてベトナムの輸入関税の引き下げや貿易関連投資措置の廃止によって、ベトナムとの貿易と直接投資の拡大を実現しようとした。一方、ベトナムもWTO加盟を目指して、この2国間貿易協定によって最恵国待遇を得てアメリカの関税を引き下げ、アメリカ向け輸出を増やそうとした。ベト

図表6 アメリカの対ベトナム通商政策の展開とベトナムの国内制度改革

1975年4月30日	北ベトナムによる南北ベトナムの統一とベトナム戦争の終結。
1986年12月	価格の自由化, 国際分業型産業構造, 生産性の向上を目指したドイモイ政策の発表。
1987年12月29日	ベトナム外資導入法制定。外資による完全所有が認められる。以後、何度か改正。
1991年4月	ブッシュ政権, ベトナムに対して2国間関係の段階的な正常化の行程表を示すとともに、ハノイに米国政府事務所を開設することに合意。
1991年12月	米政府ベトナムに対する団体旅行の解禁。
1993年6月2日	クリントン大統領, 対ベトナム国際融資の再開計画を提起。
1993年9月13日	クリントン大統領, 米企業の国際金融機関が資金提供する開発プロジェクトへの入札に対する制裁を認可。
1994年1月1日	NAFTA 発効
1994年1月27日	米議会上院, 政府に対して対ベトナム禁輸の停止を勧告する決議を採択。
1994年2月3日	クリントン大統領, 対ベトナム禁輸の停止。
1995年1月1日	WTO 発効, ベトナムはWTO加盟を申請。
1995年6月11日	クリントン大統領, ベトナムに対して国交正常化を発表。
1995年7月28日	ベトナムはASEANに加盟。
1996年5月	米政府, ベトナムに対して通商協定の原案を提示。
1996年11月12日	ベトナム外国投資法制定。
1997年4月16日	米国とベトナムは著作権保有者に対する法的保護に関する合意に到達。
1997年8月	米国国際開発庁 (USAID) 商法プログラムを開始。
1998年3月11日	クリントン大統領, ベトナムに対して1年間1974年通商法のジャクソン・バニック修正法の免除を与える。これ以降、毎年大統領が更新。
1998年3月19日	対外民間投資会社 (OPIC: The Overseas Private Investment Corporation, 現在のUSIDFC: The U. S. International Development Finance Corporation) に関する協定締結。
1998年5月20日	ベトナム国内投資奨励法制定。
1998年7月30日	米議会上院, ベトナムに対してジャクソン・バニック修正法の免除を260票対163票で可決。
1998年10月	米国とベトナムは科学技術協定の交渉を開始することに合意。
1999年6月30日	クリントン大統領, ベトナムに対してジャクソン・バニック修正法の免除の再延長を認める。
1999年8月3日	米議会上院, ジャクソン・バニック修正法の免除を297票対130票で可決。
2000年7月13日	米国 USTR の Charlene Barshefsky 代表とベトナムの Vu Khoan 貿易相が The US-Vietnam Bilateral Trade Agreement (米越2国間貿易協定) を締結。4年間の交渉を経て締結。
2001年4月19~22日	ベトナム共産党第9回党大会において、今後10年間の経済・社会発展戦略を採択。
2001年6月8日	ブッシュ大統領, 米越2国間貿易協定法の批准を求めて協定を議会に送付。
2001年9月6日	米議会上院が米越2国間貿易協定法を可決。
2001年10月3日	米議会上院が米越2国間貿易協定法を可決。
2001年10月16日	ブッシュ大統領, 米越2国間貿易協定法に署名。
2001年11月28日	ベトナム国会, 米越2国間貿易協定を278票対85票で可決。12月7日, ベトナム首相が署名。
2001年12月10日	米越2国間貿易協定発効。
2004年10月	WTO加盟のための米越2国間交渉が公式に始まる。
2005年11月29日	ベトナム投資法, 企業法が国会の議決を経て制定。
2006年7月1日	ベトナム投資法, 企業法施行。
2006年12月20日	ブッシュ大統領, ベトナムに恒久的正常貿易関係待遇を与える公法 (P. L. 109-432) に署名。
2006年11月7日	WTO一般理事会がベトナムのWTO加盟を認める。
2007年1月11日	ベトナム, WTOに加盟。
2007年6月22日	グエン・ミン・チュット国家主席, ワシントンでブッシュ大統領と会談。Trade and Investment Framework Agreement between The Government of The United States of America and The Government of The Republic of Vietnam を締結。
2011年1月12~19日	ベトナム共産党第11回党大会において、今後10年間の経済・社会発展戦略を採択。
2014年11月26日	改正ベトナム投資法, 企業法が国会の議決を経て制定。
2015年7月1日	改正ベトナム投資法, 企業法施行。
2019年	TPP 発効

出所) 各種資料より筆者作成。下線の項目はベトナムの国内法の改正関連。

ナムにとっては、この協定によって対米輸出を急増させたのであった。その後のベトナムの WTO 加盟交渉は、対外的にはベトナムにとっては自国のグローバル経済への統合を進めるとともに、国内改革派にとっては WTO 加盟交渉をテコに国内の市場経済化を進め経済成長を図ろうとするものであった。

3. ベトナムの IFDI レジームの改革

これまで論じたように、米越2国間貿易協定の締結や WTO 加盟による対外市場開放によって経済成長のエンジンとなったのは、外国企業による対ベトナム直接投資（IFDI: Inward Foreign Direct Investment）および外資系企業のベトナムでの事業活動であった。本節では、ベトナムが IFDI をどのように位置付けてきたのか、そのレジームについて、IFDI を直接的に規律する投資法を検討することによって明らかにしたい。

3-1 ベトナムにおける IFDI ——成長のエンジン

まず、ベトナム経済における IFDI の推移を概観する。

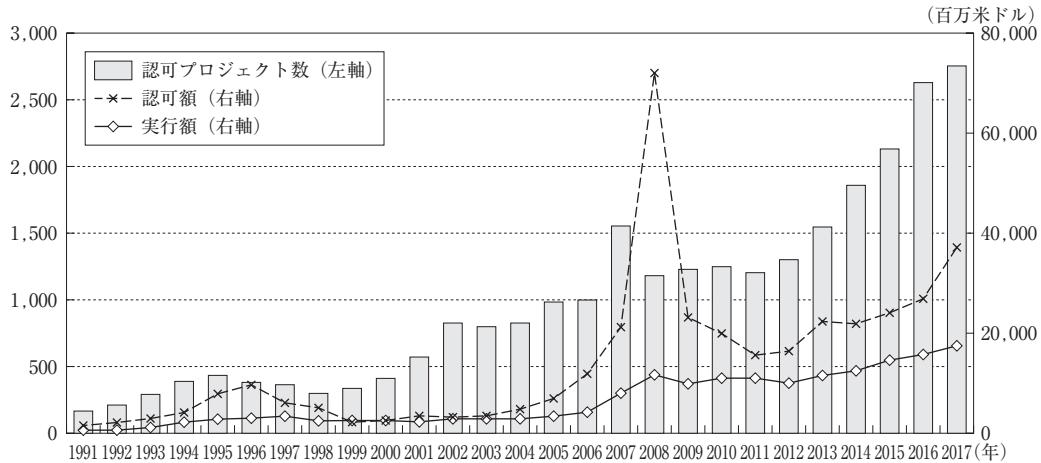
はじめに、認可 IFDI の推移を確認する（図表7）。認可プロジェクト数と認可額は、2007年の WTO 加盟後に急激に上昇し、その後落ち着いたが、2013年以降増加傾向にある。また、IFDI の実行額は2009年にわずかに落ち込んだものの、2007年以降は全体的に増加傾向にある。ベトナムにおける IFDI は確実に増加している。

次に、これらの IFDI によって設立され、ベトナム国内で活動する外資系企業のプレゼンスをみる。ベトナムの主たる企業形態は資本所有形態ごとに国有企業、非国有企業、外資系企業に分けられ、ベトナムの実質 GDP のこれら企業別の対前年比増加率を示したのが図表8である。国有企業は、WTO 加盟前の2002～2006年の平均増加率が7.2%であったのが、加盟後の2007～2017年には4.8%となり、この15年間で増加率が低下した。非国有企業は、2011年まではその増加率は上昇する傾向にあったが、それ以降低下したものの一定の水準にあり2012年以降の増加率は平均して6.2%となっている。一方、外資系企業の増加率は2009年の世界的金融・経済危機時を除けば一貫してもっとも高い増加率であった。

ベトナムの資本所有形態別企業の実質 GDP に占めるシェアは、図表9のとおりである。国有企業は、2005年に35.6%を占めたが2017年には27.1%に大幅にそのシェアを下げた。非国有企業は、さらに集合企業、私営企業、家計企業に細分され、これら企業は、2005年に49.2%を占めたのち、2010年には世界的金融・経済危機の影響で43%に落ちたが、その後再びそのシェアは上昇し、2017年にはほぼ同じシェアを維持している。一方、この間、シェアを伸ばしたのが、外資系企業である。2005年には15.2%であったのが、2017年には18.5%まで拡大した。2005年から2017年の間で、実質 GDP が約2倍になっている中で、そのシェアを拡大していることを考えると、ベトナムの経済成長に外資系企業が重要な役割を果たしたことは明らかである。

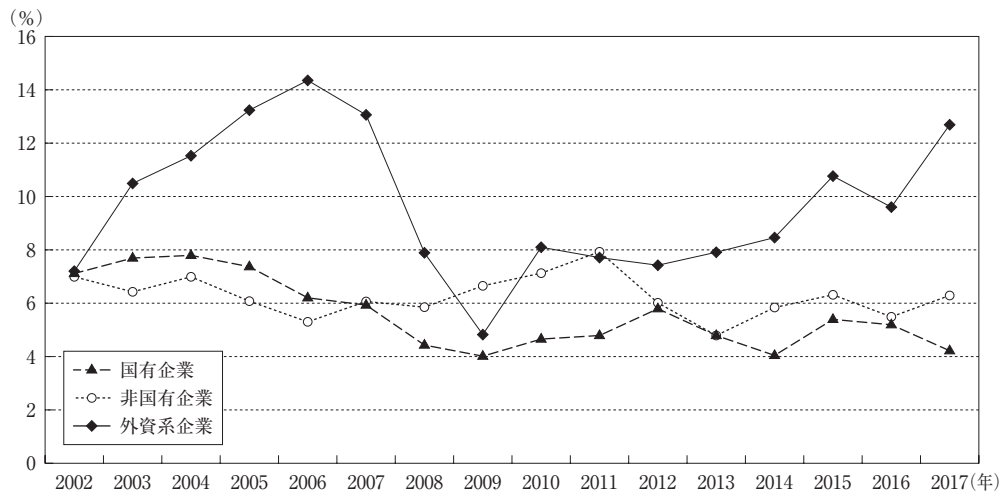
ベトナムの外資系企業調査（GSO [2018]）によれば、2011年と2016年の二時点比較ではベトナムの外資系企業は、企業数ではベトナムの全企業数の2.7%で同じだが、純益シェアでは20%か

図表7 IFDI 認可プロジェクトの推移



出所) GSO (General Statics Office of Viet Nam), *Statistical Yearbook of Vietnam*, various issues.

図表8 資本所有形態別の実質 GDP (付加価値) の増加率

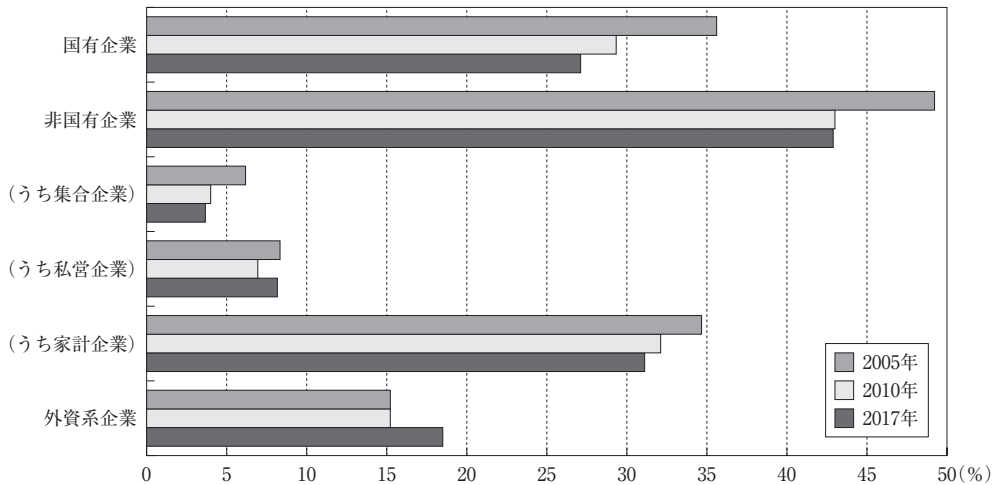


出所) GSO, *Statistical Yearbook of Vietnam*, various issues.

ら27%へ、従業員雇用シェアでは24%から30%にそれぞれ増加した。また貿易ではベトナムの財の総輸出に占める外資系企業のシェアは1995年の27%から経年的に増加し2017年には72%に達する。輸入シェアも同期間に18%から60%に高まった。このように企業数ではわずか2.7%の外資系企業は、GDP (付加価値生産)、純益、雇用、貿易のいずれの指標においても、そのプレゼンスを高めてきており、これまでのベトナムの急成長を牽引する輸出指向製造業を動かしてきた最も重要なエンジンであったといえる。

このIFDIを規制するのが、ベトナム国内における投資に関する法律である。1986年のドイモイ政策策定後、投資に関するベトナム法はいくつか制定、改正されてきているが、ベトナムがグローバル化に自国経済を統合するうえで重要だったのは、2006年7月1日に施行された

図表9 所有形態別企業の実質 GDP シェア (%)



注) 生産物課税から補助金を差し引いた税の純移転額は省いたため、合計は100%とまらない。

出所) GSO, *Statistical Yearbook of Vietnam*, various issues.

投資法および2015年7月1日に施行された改正投資法である。ここではこれらの2つの投資法に着目して、グローバリゼーションに呼応して進んだベトナムのIFDIレジームの改革について論じる。

3-2 2005年投資法——IFDIの量的増加と新たな課題

3-2-1 2001～2010年経済・社会発展戦略

ベトナムは一党制国家であり、党が政府を統制する。ベトナム共産党の最高の方針決定機関は、5年に一度開催される党大会であり、党大会において10年ごとに国家運営に関する基本的な戦略を策定し、長期的な経済・社会発展の基本方針を決定している。これを受けて、国会は中期計画の承認、法律の制定改廃を行ない、政府が政策を実行する。ここでは、2005年の投資法制定に先立ち、ベトナム共産党は、どのような経済発展の戦略を有していたのかを、2001年に策定された経済・社会発展戦略から確認する。

2001～2010年を対象期間とする経済・社会発展戦略は、2001年4月19～22日に開催された第9回党大会において採択された。この時期は、米越2国間貿易協定が締結された直後であり、ベトナムは次のステップとしてWTO加盟に向けて交渉を重ねていた時期である。ベトナムが世界経済へ編入されていくなかで、共産党としてIFDIが経済発展に重要な役割を果たすとの認識は強まっていた。そこで発展戦略では、ドイモイ下ベトナムで展開されている経済体制を初めて「社会主義志向市場経済¹⁰⁾」と規定し、外資系企業を正式な経済主体として認めることとした。同時に、同戦略は、社会と経済の近代化と工業化を中心的目標とし、世界的に経済のグローバル化と統合が進んでいる中で、独立性を維持しながら国際分業に効果的に参加するとした。そして、1996年の第8回党大会で定められた2020年までに工業国となる路線を承継し、さらに近代志向¹¹⁾の工業国となるための基盤を作ることを目標とした。その数値目標としては、GDPは2000年の2倍、輸出の成長率はGDP成長率の2倍となることを目指し、そのためにも、投資環境を改善し、

さらに IFDI を効果的に誘致するとした。

ここに、外資導入による輸出指向工業化という先発の NIES 型発展を迫るような工業化戦略が定まったのである。上記の経済・社会発展戦略を踏まえた2006～2011年「5ヶ年経済・社会発展計画」では、外資系企業を強力に誘致し、ベトナムの工業部門への参入を促進することにより、工業部門の国際化を図るとの方針が示された。かくしてベトナムは、正式に経済主体としての外資系企業を認め、それらのグローバル・サプライ・チェーンを通じて国際分業と国際貿易に参入するなかで市場経済を通じた発展を進めていくことを決定したのであった。

3-2-2 2005年投資法の特徴

ベトナム共産党第9回党大会で採択された10カ年戦略に従うとともに、2000年締結の米越2国間貿易協定の履行および WTO 加盟に伴う国内法整備の一環として、ベトナムは500件に及ぶ既存の法律やルールの改廃や新たな制定を行った (OECD [2018] p.27)。2005年11月には、WTO の内国民待遇原則にしたがって国営企業法を廃止し、国有、外資、民間の所有形態にかかわらず統一的に適用される企業法が制定された。これは「国際ルールに従い、ビジネス環境を改善する目的」のために制定された¹³⁾。同じく、外国投資法と国内投資奨励法も投資法として統合され、それらは2006年7月から施行された。この投資法は、次のような特徴を持つものである。

(1) ルールの統一

第1に、この投資法は、資本の所有形態にかかわらず、ベトナム内外のすべての投資家に適用されることになり、外資系企業は無差別的な待遇を得ることとなった(2条1項)。すでに外資系企業はベトナム経済で大きなセクターであり(図表9)、2005年末で外資系企業は工業生産の37%、輸出の31%、GDPの14%を占めており、60万人の直接雇用と数十万人の間接的な雇用を創り出していた¹⁴⁾。確固たる地歩を外資系企業は占めていたのであり、そこで外資系企業ならびに外国政府は外資系企業のいっそうの自由な活動を求めた¹⁵⁾。また同法は、外国資本の100%出資企業およびベトナム企業との合資会社を設立することを認めた(21条)。

(2) WTO 協定に基づく外国投資家保護

第2に、この投資法には WTO の基準に従った投資家保護規定が多数盛り込まれている。投資家の資産(6条1項)、知的財産権(7条)は保護され、国有化や資産の収容は禁じられる。またベトナム国内における現地調達率の達成などを課さないこと(8条)などが明記された。これらはいずれも WTO 協定の TRIMs (Trade-Related Investment Measures: 貿易に関連する投資措置) や TRIPs (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: 知的所有権の貿易関連の側面) の規定に基づいている。

なお、同法の規定とベトナムが加盟する国際条約の規定が異なる場合は、国際条約の規定が優先適用されることを明記している(4条4項、5条3項、14条3項ほか)。

(3) 投資分野

第3に、この法律は、税制上の優遇や土地利用上の優遇を受けられる投資分野や投資が制限される条件付投資分野、投資禁止分野の大枠を定めただけであって、その詳細を政府に委任したものととなっている。

同法においては、投資優遇分野として、新材料・新エネルギー・ハイテク製品・バイオテクノロジー、農林水産品の養殖・加工、高等近代技術・環境生態系や科学技術の開発研究、労働集約

事業、インフラ整備、教育・医療・スポーツなどの分野が明確にされた（27条）。同時に、投資が制限される分野として、治安や金融・銀行、文化、情報、娯楽サービス、不動産経営、天然資源調査、教育・訓練などの分野が（29条）、投資が禁止される分野としてベトナムに損害を与える分野などが指定された（30条）。しかし、それら投資優遇分野、条件付投資分野、投資禁止分野にどのようなものが該当するかのリストは、政府が決定することとされた（31条）。

（4）国有企業への対応

第4に、国有企業の取り扱いについてである。投資法は、国有企業にも適用される。そして、政府による投融資および保証・経営については、少なからず規定を置いている（67～73条）が、民間企業や外資系企業に対するものとは全く異なり、効率性や透明性の確保、政府の責務など総合的、抽象的な内容になっている。

3-2-3 2005年投資法の意義

以上のように2005年投資法は、「社会主義志向市場経済」にその経済的主体として外資系企業を積極的に位置付け、外資系企業のベトナムへの参入障壁を抜本的に減らし、外資系企業の国内参入を誘引する改革であった。そのことは2006～2007年のIFDIプロジェクトの認可件数と認可額の増加に明らかである（図表7¹⁶）。かくしてベトナム政府は2001～2010年経済・社会発展戦略で意図した外資系企業の誘致を実現し、外資系企業はGDPの増加に寄与した（図表9）。その意味では、2005年投資法はベトナムの経済発展にとって大きなモメンタムを与えたのであった。

しかし一方では、その成果は必ずしもベトナムが想定していたとおりではなかった。2001～2010年経済・社会発展戦略を分析したグエン [2012] によれば、この間の経済戦略の帰結として、IFDIについては、「期待外れ」であったと評価している。というのは、政府が当初想定した外国企業による技術移転の促進や労働生産性の向上については、ほとんど見られなかったからである。また、IFDIは、労働集約な製造業やエネルギーなどの分野や組み立てプロジェクトに集中していたからである（グエン [2012] 68ページ）。このように2005年投資法は、外資系企業の誘致件数および投資額の増加には寄与したが、産業高度化という点では投資法の所期の目的を達成することに失敗した。量的には成功したが質的には不十分であった。これには以下のような要因があったと考えられる。

第1に、外資系企業に対する政府の期待と外資系企業の実際の行動との間に齟齬があったことが挙げられる。政府は投資奨励分野としてハイテク産業や新エネルギー事業などを指定し、外資系企業によって産業の高度化を推進しようとした。しかし、多くの外資系企業は実際には携帯電話などの組立てや繊維や衣服などの労働集約的製造業に投資したのであり、その主たる目的は安価で豊富な労働力を活用した生産であり、その製品の輸出であった。

その結果、外資系企業が集中投資をした労働集約的な製造業においては、サポーティング産業が未発展なため、外国からの原料・部品の輸入が増加することになり、貿易収支は外資系企業ではわずかな黒字、地場企業では赤字となり（図表3）、全体では、長期にわたり赤字となった。ベトナムの貿易は、2010年までの輸出上位品目は縫製品などの付加価値の低い軽工業品、原油やコメなどの一次産品が多くなり、他方ではそのため、機械設備、コンピュータなどの資本財、中間材の輸入誘発を招き、貿易の規模は大きくなるものの、貿易赤字となる構造が定着化してしまったのである（宮崎 [2017] 21ページ）。

第2に、外資系企業にとっては法律の解釈やその執行において、不確実な点が多くあり投資決定上の障害となった。投資優遇分野、条件付投資分野、投資禁止分野の詳細なリストは政府に委任され、政府はそれを随時改訂し、最終的に、政府が決定した条件付投資分野は386分野に、投資禁止分野は51分野にのぼった。この点、政府には大幅な裁量が認められ、外資系企業にとっては投資が可能な分野について常に不確実性が残った。また、投資法における用語の定義が不十分であり、その規律密度が低いことから、実際に投資法に基づく手続きを行った場合に、その時々や担当者によって運用が異なる¹⁷⁾といったことも多く、経営上の不確実性が残るものとなった。

第3に、投資法がWTOルールと整合する規定を置いたことは、外国企業にとってはメリットであるが、ベトナムにとっては世界市場への進出と引き換えに課された制約でもあった。というのは低位の発展途上国としてベトナムは、外資系企業に対して現地調達や技術移転に関して実効性のある対策を失うことを意味するからである。また、外資政策における中心的位置を占めるのが外資による資本の持分比率である所有形態であるが、ベトナムが投資法制定前から100%外資による企業を認めていたこともあり、この間の外資の多くは、ベトナム企業との合弁企業を好まず、100%出資の企業を設けることとなった。その結果、第1の要因と相まって、経営ノウハウなどのソフト技術の移転が限られ、地場企業との垂直的リネージュが少なく、スピルオーバー効果が弱くなってしまった（トゥ [2004] 87ページ）。

第4に、2005年投資法においても国有企業改革は先送りされた。同法は、国有企業にも適用されるものであるが、国有企業に関する規定は抽象的なものにとどまり、実効性を有したものとはいえない。さらに、2010年までは従前の国有企業法が経過措置として適用されることとなっており、投資関係にかかわらず、国有企業はさまざまな点で優遇を受ける制度が維持された（トゥ [2012] 95ページ）。ベトナムにおける国有企業の存在感の大きさとその非効率性は、経済発展の重い足かせとなっていることは知られており、ベトナム経済の継続的発展には、国有企業の改革が避けられないものであるが、同法においては十分に対応されなかったといえる。

以上のような経過を踏まえ、ベトナム共産党は、経済成長の質的転換を求めた。それが2011年に第11回党大会において採択された2011～2020年の経済・社会発展戦略であり、それを受けて法制度化した2014年改正投資法である。そこで、次に2014年改正投資法の特徴とその意義について検討する。

3-3 2014年改正投資法——経済成長の質的転換をめざして

3-3-1 2011～2020年経済・社会発展戦略

2011年1月12～19日の日程で開催された第11回党大会で採択されたのが、2011～2020年を対象とする経済・社会発展戦略¹⁸⁾である。ここでは、過去10年間を振り返り、環境汚染、市場経済、人材の質、インフラに問題があること、法律体制、国家の管理が不十分であったことを認めつつ、引き続き、社会主義志向市場経済を完成させ、2020年までに近代的な工業国となることが目標とされた。そして、経済成長と環境保護を両立させること。経済発展には、質・生産性・効率性を優先すること。GDP成長率は7～8%を目指し、経済構造については工業化とサービス化を進め、両者でGDPの85%を占めること。いかなる状況においても経済の安定性を保障し、企業の平等、明確な競争のため、知的財産を保護し、法律による統治を拡大することとされた。

経済成長については、主に物的資本の投入に依拠するこれまでの経済成長モデルから脱却し、労働生産性・技術レベルの向上などに基づく経済成長を目指し、高度な技術を要する知識経済の構築を進めるため、国有企業や外資系企業などの所有形態に関係なく、平等な条件の下で各企業が競争しうる環境の整備を一層進めることが方針として示された（寺本 [2012] 10ページ）。

3-3-2 2014年改正投資法の特徴

2005年の投資法施行後、約10年が経過し、2011～2020年の経済・社会発展戦略を踏まえ、規制緩和、事業環境の透明性及び公平性を向上させ、更なる投資を呼び込むことを目的として、2014年11月に新たな投資法が国会の議決を経て、翌2015年7月から施行された。これにより2005年に制定した投資法は失効することとなった。項目ごとの改正点は多岐にわたるが、以下では、IFDIに絞って2005年投資法から改正された部分について論じる。

(1) 優遇投資分野の変更

第1に、投資優遇分野に変更があった。2014年改正投資法では、税制上の優遇や土地利用上の優遇を受けられる投資分野として、ハイテク活動・ハイテク補助工業製品や、新素材・新エネルギー・クリーンエネルギー・再生エネルギーの生産、電子製品・重点機械製品・農業機械・自動車・自動車部品の生産及びこれらの補助工業製品、繊維等、情報技術・ソフトウェア・デジタルコンテンツ製品の生産、農産物・林産物・水産物の養殖加工、廃棄物の収集・処理・リサイクル又は再利用、インフラ整備・教育・医療・福祉施設・マイクロファイナンスなどの分野が指定された（16条）。下線は新たに投資優遇分野に指定された分野である。一方、2005年投資法にあった労働集約事業分野は、指定されなくなった。

(2) 条件付投資分野及び投資禁止分野の法定主義

第2に、条件付投資分野および投資禁止分野については、2005年投資法では、その詳細を政府に委任していたが、これをやめ、2014年改正投資法においてその分野を指定する（6・7条）とともに、詳細な事業を法律において規定すること（別表1～4）となった。具体的には、条件付投資分野として267（その後の改正により243に減少）の事業が、投資禁止分野として6の事業が指定された。2005年投資法の条件付投資分野が386あり、投資禁止分野が51あったことと比較すると、投資が制限される範囲が狭くなり、投資できる事業が増加した。さらに、これらの分野は、法律においてのみこれを修正すると明記された（8条）。

加えて、2014年改正投資法が制限しない分野、業種においては、投資家が投資活動を行う権利が保障されることになった（5条）。

(3) ルール、手続きの明確化

第3に、投資に関する手続き、規制、用語が整理されて規定されるようになった。2005年投資法では、その用語の射程が明確でなく、投資法における外資系企業として規制を受けるか分からないといった点も指摘されていたが、2014年改正投資法では改善されている（3条）。また、投資活動に伴う許可等は項目ごとに整理され、規定されるようになった（4章）。

(4) 国有企業への適用

第4に、国有企業に関する規定は全て削除された。WTOルールでは国有企業であろうと、民間企業であろうと、外資系企業であろうと、所有形態にしたがって企業を、優遇であれ冷遇であれ差別することは排除されている。しかし、総数で2000を超える国有企業があり、しかも従業員

規模5000名以上の規模の企業も30弱あり、その影響力は少なくない。経済・社会発展戦略のなかで国有企業の位置付けを明確にすべきであろう。

3-3-3 2014年改正投資法の意義

2015年に改正投資法が施行された後、ベトナムのIFDIの認可件数、認可額とも増加しており（図表7）その投資環境の透明性を図り、さらなるIFDIを誘引するというベトナム政府の当初の目標は達成されているといえる。しかし、2014年改正投資法は、2011～2020年の経済・社会発展戦略でベトナム政府が意図したような経済発展を実現しているのだろうか。その観点から同法の意義については、次のように指摘することができる。

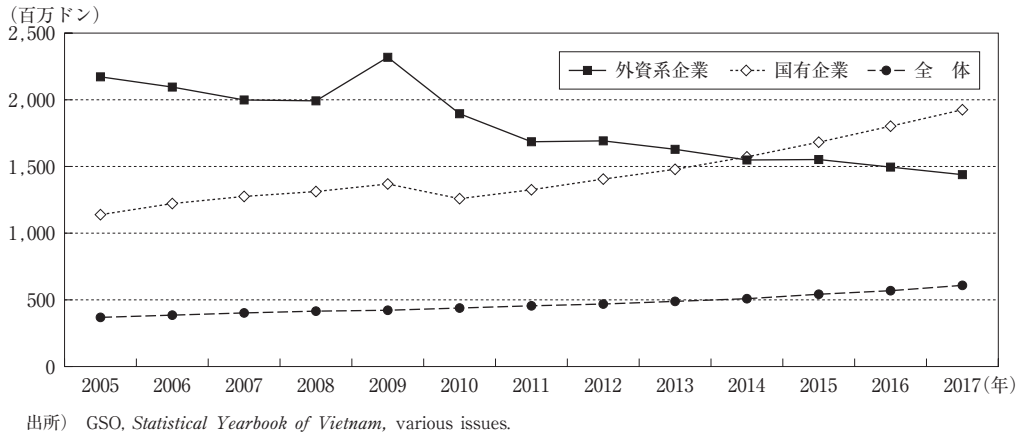
第1に、注目すべきは、投資優遇分野から労働集約事業という大括りの区分が削られたことである。改正前の2005年投資法では、産業の高度化を意図した政府の思とは裏腹に、労働集約事業への投資が集中し、ベトナム国内の労働生産性が期待したほど上昇せず、外資系企業が国内で活動すればするほど原料・部品の輸入が増加し、貿易収支は赤字になる傾向があった。その反省を踏まえ、2014年改正投資法は労働集約事業であってもベトナム国内におけるサポーティング産業の育成につながる自動車部品の生産など分野を特定して、優遇措置を与え、労働集約事業一般への投資に対する優遇措置をなくしたのである。

しかし、現時点においてはその意図は十分には達成されていないと思われる。図表10は、ベトナムの労働生産性（各部門の従業員一人当たりの実質付加価値生産）の推移である。全体としては、労働生産性はわずかに上昇しているものの、¹⁹⁾外資系企業の労働生産性は低下を続けている。ベトナムのGDPと輸出、雇用の増加を前提にすれば、その点でのメリットはあるものの、依然として労働集約事業にIFDIが集中していることを表している。

第2に、投資優遇分野に環境分野が指定されたことに注目すべきである。クリーンエネルギー、再生エネルギー、廃棄物、リサイクル関係は2005年投資法にはなかった分野である。これは、ベトナムでは人口の増加や急成長と引き換えに、大気汚染や水質の悪化、森林破壊が起きていたこと、また、第一次産業に従事する人口が未だ多く、気候変動に脆弱な経済構造を有するからである。そのため、2011～2020年の経済・社会発展戦略では経済成長を環境保護と両立するものとし、それが改正投資法に反映されたものである。ベトナムでは同法が公布された2014年以降、改正環境保護法や関連政令が制定され、経済活動をより環境に配慮して行うことが必要となった。これら投資分野の成果は今後明らかになるところだが、すでに、太陽光発電における電気料金の上限の設定など投資収益率の低下を招く規制など、投資促進と規制のあり方のバランスなどの問題点が²⁰⁾指摘されている。

上記2点に関して、投資法改正後のIFDIのトレンドを見たのが、図表11である。これは、改正投資法の施行前の2016年末までのIFDIプロジェクトの認可累計額と、施行されてから3年間の2017～2019年に認可されたIFDIプロジェクトの認可額の合計を比較したものである。投資法の改正にかかわらず、この3年間のIFDIの半数は製造・加工に集中しているが、構成比では電気・ガス・蒸気・エアコン部品や小売・卸売・自動車修理、専門・科学・技術などの分野のシェアが高くなっている。電気などのエネルギー分野は、ベトナム政府がクリーンエネルギーとして期待している分野でもあり、投資法の改正により新たな分野に投資する外資系企業の姿も垣間見える。しかしながら、現時点においては、投資法の改正にかかわらず、外資系企業は、製造・加

図表10 労働生産性の推移 (雇用一人当たりの実質付加価値生産：2010年価格)



図表11 IFDI プロジェクトの認可累計額およびその構成比

(単位：百万米ドル, %)

	2016年末までの累計		2017~2019年	
	認可額	%	認可額	%
合計	293,700.4	100.0	112,420.9	100.0
農業・林業・漁業	3,573.8	1.2	476.3	0.4
鉱業・採掘	3,497.9	1.2	1,354.6	1.2
製造・加工	172,717.6	58.8	61,011.6	54.3
電気・ガス・蒸気・エアコン部品	12,907.6	4.4	11,202.1	10.0
水道・下水道・廃棄物	1,451.1	0.5	1,437.3	1.3
建設	10,658.7	3.6	2,913.4	2.6
小売・卸売・自動車修理	5,433.2	1.8	6,534.7	5.8
交通・倉庫	4,280.9	1.5	1,247.7	1.1
宿泊・飲食	11,494.7	3.9	1,398.5	1.2
情報・コミュニケーション	4,718.7	1.6	1,362.0	1.2
金融・銀行・保険	1,485.3	0.5	1,452.0	1.3
不動産	52,203.7	17.8	15,221.2	13.5
専門・科学・技術	2,643.9	0.9	3,992.1	3.6
経営・管理補助サービス	495.1	0.2	432.3	0.4
教育・訓練	741.2	0.3	269.4	0.2
健康・福祉	1,602.0	0.5	755.8	0.7
アート・エンターテインメント・レクリエーション	3,029.7	1.0	1,240.4	1.1
その他サービス	765.3	0.3	119.4	0.1

出所) GSO, *Statistical Yearbook of Vietnam*, various issues.

工、不動産などの事業を好んでおり、ベトナム政府の期待通りに IFDI が今後行われるかは不透明である。

第3に、2014年改正投資法は、規律密度を高め、より透明性の高い企業活動、競争性のある市場に資するものとなったと評価できる。条件付投資分野や投資禁止分野は法律でのみ規定されることとなり、政府の裁量の範囲を狭めた。また、投資手続きや規制については、法律において整

理して規定されることとなり、IFDI実行時の制度上のリスクは低くなったといえる。この点、ベトナムは投資法を含めた国内法の整備を継続的に行い、法制度全体を通じた法の支配の貫徹に努めてきたのである。

以上みてきたように、2005年投資法は「社会主義志向市場経済」の経済主体として外資系企業を位置付けたうえで、その誘致を促進するために制定された。その結果、IFDIの件数および金額とも増加した。2014年改正投資法は、外資系企業にとってさらに良好な投資条件を整備するとともに、IFDIの量のみならずその業種の高度化やグリーン・インベストメントへの誘導を図ろうとした。これらの投資法の改正によって、OECDによれば1986年のドイモイ開始時にはベトナムはマレーシア、インドネシア、フィリピンと比べて、IFDIに対して最も閉鎖的であったが2015年には最も開放的な国となった（OECD [2018] pp.37-38.）。

とはいえ、外資系企業にとって開放的な投資環境がベトナムの目指す経済発展にとっても最適であるわけではない。急速なグローバリゼーションのなかで政府による産業政策の役割はむしろ大きくなっている。

小 括

本稿は、2000年代以降のベトナム経済の急速なグローバリゼーションを実現してきた貿易とIFDI（対内直接投資）のレジームの改革を検討してきた。ベトナムは、WTO加盟を前提にその諸原則を盛り込んだ「米越2国間貿易協定」を2001年に締結し、その後2007年にWTOに加盟した。これら二つの国際協定とその後のIFDIレジームの改革は、ベトナム経済のグローバリゼーションを飛躍的に進めた。そして外資主導の輸出指向工業化は、ベトナムをASEAN諸国のなかでもっとも高い成長率の国にしたのである。しかし、高い成長率と国民所得の向上というこれまでの成功が明日の成功を約束するわけではない。

ベトナム政府は経済成長（economic growth）至上主義を採っている訳ではない。長期の経済・社会発展計画のもとで、経済成長と環境との両立や生産性の上昇など経済成長の中身をも問題とする経済発展（economic development）を掲げてきた。ただし、既述のように2000年代に入ってから10年間はWTO加盟を前提に、アメリカン・グローバリズムを受け入れ、外資導入による工業化と輸出によって低開発途上国の所得水準を急速に向上させてきた。ベトナムの改革を漸進的だという見解もあるが、スピードは相対的なものであり、改革の内容から言えばラディカルなものであった。その意味では、ベトナムのグローバリゼーションはダニ・ロドリックが「世界経済のトリレンマ」論でいうところのハイパー・グローバリゼーション（hyper globalization）であり、国家による強力なグローバル化であった（Rodrik, Dani [2011]）。そしてこのアメリカン・グローバリズムの外圧と市場経済化の内圧が複合的に作用したことは既述の通りである。

しかし、2010年代に入って既存の経済成長路線の延長が難しくなっている兆候が表れている。最大の問題は生産性上昇率の低下である。ベトナムが逢着しているこの問題は、すでにベトナム自身によって認識されている（GSO [2018]）。同じような見解は、ベトナムの投資政策をレビューしたOECDからも出されている。すなわち、1990年以降の20年間は安価で豊富な労働力が農

業部門から供給されたので、増大する労働量と資本投資量とで生産性を高めることができた。しかし全要素生産性はマイナスであった。2010年代以降は労働量の増加率は低下したが、全要素生産性はプラスに転じた（OECD [2018] p. 33）。したがって今後は、生産性の低い国有企業のリストラおよび低生産性部門から高生産部門への資源再配分、さらには同一産業部門内で競争を刺激する競争政策が必要だというのがOECDの評価である（OECD [2018] pp. 32-34）。

しかしこれは難題である。第1に、近年、投資主体として台頭してきた多数の零細個人事業はそもそも生産性が低いからである。第2に、豊富な天然資源や労働力の賦存量を条件として投資を展開してきたのは、OECD諸国の多国籍企業にほかならないからである。

（謝辞）

本論文は、2019年8月に行ったベトナムの工場訪問・調査が直接的なきっかけとなっています。以下のような施設を訪れ、関係者と面談しました。トヨタ（TMV）（Director: Mr. Yoshida, MC: Mr. Furuta, SGM: Mr. Hai）、Eco Vietnam Joint Stock Company（General manager: Mr. Pham Van Tuan）、Vina Techno Precision Mechanical Co., Ltd（Director: Le Van Loi）、日本貿易振興機構ハノイ事務所（海外投資・経済連携促進アドバイザー：北嶋誠士氏）。訪問先との調整やスケジュールについては、津川礼至氏（津川製作所代表、日本経済大学経済学部准教授）およびシステム研究会（幹事：末吉普幸氏）の皆さんにご尽力いただきました。末尾になりましたが、関係各位に厚くお礼申し上げます。なお、本論の内容は執筆者自身の見解と責任に基づくものです。

注

- 1) サムスンの携帯電話の最終組み立て拠点がベトナムにできたことによって、同社の中国依存の低下とサプライチェーンの変化が進んでいる（向山 [2016]）。
- 2) トウ [2010]によれば、「裾野産業の発展が遅れているため、完成品の生産コストが高く、裾野産業依存型機械各種工業が発展していないのである。このため、ベトナムの工業品輸出はアパレルや履物などの少数の製品に集中し、競争力のある工業基盤の拡大による輸出品の多様化が遅れているのである。輸入側については、上記の裾野産業の発展の遅れが輸入を誘発する傾向が強く、国营企業を中心とする企業投資の非効率が生産コストを割高にしたため輸入品への対抗が弱いのである」（240ページ）と述べていた。この輸入体質はまだ変わっていない。田村・津川 [2019]によれば、例えば輸出上位のコンピュータ、電子・電気機器のベトナムの付加価値シェアは、2010年では47.1%であったが2015年には38.8%にむしろ低下した。
- 3) 「早熟な脱工業化」では工業への非投資（disinvestment）とサービス職種の増加とが並行して進み、都市地域ではthird sectorと呼ばれる不安定で低所得のサービス業の職種が増える。
- 4) グローバリズムとはグローバリゼーションを進めるイデオロギー、理論、政策、運動などであり、グローバリゼーションとはグローバリズムによって世界が変容していく過程を言う。グローバリズムの内容がグローバリゼーションの性格を形作るのであり、アメリカが進めてきたアメリカン・グローバリズムは新自由主義による市場原理主義である。これは「ワシントン・コンセンサス」として知られる、貿易・投資・金融の自由化、規制緩和、国有企業の民営化、小さな政府といった市場原理主義である。この通商政策面の展開については、中本悟「アメリカン・グローバリズム：展開と対立の構造」中本悟編 [2007] 序章を参照。このアメリカン・グローバリズムは、実体経済よりも金融経済とその利益を優先するウォール・ストリートの政治権力によって動かされる。巨大投資銀行のゴールドマン・サックスの会長であったロバート・ルービンは1993年のビル・クリントン政権発足とともに国家経済会議の初代議長となり、次いで財務長官となった。このような「回転ドア」による行政府とウォール・ストリートの人的結合と価値観の共有がその象徴である。詳しくは、本山美彦（2000）、萩

原伸次郎（2016）、大橋陽・中本悟編著（2020）を参照されたい。

- 5) トウ（2010）によれば、2000年以降は「グローバリゼーション下のドイモイ：外圧による改革」（57ページ）の時期である。グローバリゼーションを示すものとしてASEAN自由貿易地域（AFTA）や米越2国間貿易協定、WTO加盟を挙げている。しかし、米越2国間貿易協定それ自体の分析はない。
- 6) 競争的自由化（competitive liberalization of trade）とは、大きな市場とある国が貿易の自由化を進めると、そのほかの国はその市場から締め出されるのではないかという脅威によって、巨大市場国との貿易自由化を競うようになることを言う。
- 7) NAFTAでも貿易・投資の自由化と環境や労働との関係が問題となった。またNAFTAでは「投資家対国家の紛争処理」（ISDS）と呼ばれる外国投資家に対する特惠的な準司法的な保護策が盛り込まれ、TPPでも大きな問題となった。詳しくは、中本悟（2012）を参照。
- 8) ベトナムを「非市場経済国」として扱うということは、たとえばアメリカ企業が反ダンピング法でベトナムからの輸入品を訴える場合、輸入品価格の公正性を判断する際にベトナム国内市場販売価格と比較するのではなく、同様の途上国内での同様の商品の生産価格を用いることになる。
- 9) CHIẾN LƯỢC PHÁT TRIỂN KINH TẾ-XÃ HỘI 2001-2010 (<http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/NuocCHXHCNVietNam/ThongTinTongHop/noidungvankiendaihoidang?categoryId=10000714&articleId=10038387>)
- 10) 社会主義を志向し、国家管理下の市場メカニズムに従った多セクターにより構成される経済（寺本 [2012] 18ページ）
- 11) 「近代志向」の意味については、ベトナム共産党が具体的に意図するところは2000～2010年経済・社会発展戦略上は不明確である。藤田 [2012] は、フルセット型重工業から付加価値の高い製品製造を中心とした工業へのシフトを意味すると解釈している（87ページ）。
- 12) ベトナムは、WTOの加盟文書その他の附属文書を受諾するに当たって、2003年から約500件に及ぶ国内法の大規模な改正を行ってきた。それらの改正には、民法や商法、知的財産法などが含まれており、投資法も外資企業と国内民間企業が同一条件、環境下で投資を行うことができるようにし、WTOルールへ整合するように改正されたものである。
- 13) WTO（2006）、p.9.
- 14) WTO（2006）、*ibid.*、p.10.
- 15) ベトナムは外国からの投資奨励および投資保護のために、WTO協定とは別に、49カ国と2国間投資協定を締結し、2重課税回避の2国間協定を45カ国との間で締結していた。WTO（2006）、*ibid.*、p.10.
- 16) これは当然、投資法の制定のみでそうなったのではなく、WTO加盟によりベトナムに投資できる環境が整ったと外資企業が判断したこと、さらに、中国国内における人件費高騰や政治リスクが顕在化し中国に進出していた企業がASEAN諸国を中心に、中国以外の国への出資を意図するチャイナプラスワン志向が現れてきた時期であったこともその要因となっている。
- 17) 公務員の手になねられた行政裁量は、IFDIプロジェクトのリスクとコストを増大させ、プロジェクト失敗の要因となりかねず、魅力的な投資環境を保証するガバナンスさえ損なうと指摘されている（OECD [2018] p.36）。またそれゆえに、贈賄や収賄の温床となる。
- 18) JETRO (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20110100.pdf) の翻訳によった。
- 19) 外資系企業、国有企業の生産性に比べ、全体の労働生産性が低いのは、図示していないが実質GDPの約4割を占める自営業などの個人零細の家計企業の労働生産性が極めて低いからである。
- 20) ベトナムにおける環境分野に関する投資政策フレームワークについては、OECD [2018] chapter 8を参照。

引用・参考文献

- 石田暁恵（2006）「WTO加盟に向けた企業法制整備—投資法、企業法の改正」『2010年に向けたベトナムの発展戦略：WTO時代の新たな挑戦』アジア経済研究所。
- 井出文紀・森原康仁（2012）「対ベトナム直接投資の動向と日系中小企業の経営戦略—ベトナム裾野産業育成の可能性の分析」『立命館国際地域研究』第36号，10月。
- 大野健一・川端望編（2013）『ベトナムの工業化戦略—グローバル化時代の途上国産業支援』日本評論社。
- 大橋陽・中本悟編著（2020）『ウォール・ストリート支配の政治経済学』文真堂。
- グエン・クオック・フン（2012）「ベトナムのマクロ経済の現状と課題—新たな成長モデルの模索—」『転換期のベトナム—第11回党大会，工業国への新たな選択—』アジア経済研究所。
- グエン・フン・クオック（2013）「グローバル金融危機の影響—ベトナムの場合—」『グローバル金融危機と途上国経済の政策対応』アジア経済研究所。
- JETRO（2019）『地域・分析レポート：ベトナム進出日系企業の7割が事業拡大方針，内需獲得に向けた動きも』（<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2019/0501/de5e7bae5ed8942b.html>）
- 関下稔（2012）「ベトナム工業化の現段階と日本企業—日-米-中トライアングル関係の外縁の布陣—」『立命館国際地域研究』第36号，10月。
- 田村太一・津川礼至（2020）「日本企業のベトナム進出とベトナム・中国間の国際分業」『立命館国際地域研究』第51号，1月。
- 坪井義明（2008）『ベトナム新時代—「豊かさ」への模索—』岩波新書。
- 寺本実（2012）「第11回党大会を巡る議論に向けて」転換期のベトナム—第11回党大会，工業国への新たな選択—』アジア経済研究所。
- トラン・ヴァン・トウ（2004）「移行経済への技術移転：ベトナムの事例とその含意」『早稲田社会科学総合研究 第5巻第1号』早稲田大学社会科学学会。
- トラン・ヴァン・トウ（2010）『ベトナム経済発展論：中所得国の畏と新たなドイモイ』勁草書房。
- トラン・ヴァン・トウ（2012）「ベトナム経済の現段階：発展論と体制移行論からみた特徴」『比較経済研究 第49巻第1号』早稲田大学。
- トラン・ヴァン・トウ（2016）『ASEAN 経済新時代と日本—各国経済と地域の新展開—』文真堂。
- ド・マン・ホーン（2010）「ベトナムの経済発展と民間セクターの振興」『東アジア新時代とベトナム経済』文真堂。
- 中本悟（1999）『現代アメリカの通商政策』有斐閣。
- 中本悟編（2007）『アメリカン・グローバリズム—水平な競争と拡大する格差—』日本経済評論社。
- 中本悟（2012）「グローバル企業の投資保護と公共利益の対立—ISD（投資家対国家の紛争処理）をめぐる—」内山昭・田中祐二共編著『TPPと日米経済』晃洋書房。
- 萩原伸次郎（2016）『新自由主義と金融覇権』大月書店。
- 藤田麻衣（2012）「WTO時代のベトナムの工業化」『転換期のベトナム—第11回党大会，工業国への新たな選択—』アジア経済研究所。
- 藤田麻衣（2019）「ベトナムの国有企業改革の新局面：どこまで到達したか，何が新しいのか」『IDE スクエア—論考—』アジア経済研究所。
- 星野三喜夫（2019）「アジア経済分析—ベトナム経済と外国直接投資」『新潟産業大学経済学部紀要 第54号』
- 松浦寿幸（2015）『海外直接投資の理論・実証研究の新潮流』三菱経済研究所。
- 松永宣明（2019）「ベトナムにおける法制度改革と企業発展」『アジアの市場経済化と民事法—法体系の模索と法整備支援の課題』神戸大学出版会。
- 三木敏夫（2010）『東アジア経済発展論—東アジア共同体形成に向けて—』創成社。
- 宮寄晃臣（2017）「グローバル資本主義の変容とベトナム工業化」『変容するベトナムの社会構造—ドイモイ後の発展と課題—』専修大学出版。

- 向山英彦 (2016) 「サムスン電子のベトナム生産拡大が変える貿易関係—韓国の『過度な』中国依存は正につながるか—」『環太平洋ビジネス環境』 Vol. 16, No. 61.
- 本山美彦 (2000) 『売られるアジア：国際金融複合体の戦略』新書館。
- Agreement between The United States of America and The Socialist Republic of Vietnam on Trade Relations of 2001* (<https://ustr.gov/sites/default/files/US-VietNam-BilateralTradeAgreement.pdf>) (閲覧：2019年9月30日)
- Cooper, Gilles and Bach Duong Pham, “Vietnam seeks to attract more foreign investment with two new laws,” *Financier*, December 15.
- CRS (2002) “The Vietnam-U. S. Bilateral Trade Agreement,” *CRS Report for Congress*, September 9.
- CRS (2009), “U. S.-Vietnam Relations in 2008: Background and Issues for Congress,” *CRS Report for Congress* January 2, p. 11.
- GSO (2018), *The 2017 Economic Census: Results of Foreign Invested Enterprises in the Period 2011-2019*. Statistical Publishing House
- OECD (2018) *OECD Investment Policy Reviews, Viet Nam 2018*, OECD Publishing.
- Rodrick, Dani (2016) Premature deindustrialization, *Journal of Economic Growth*, vol. 21
- Rodrik, Dani (2011), *The Globalization Paradox,; Democracy and the Future of the World Economy*, (柴山佳太・大川良文共訳 [2014] 『グローバリゼーション・パラドックス』白水社)。
- Trade and Investment Framework Agreement between The Government of The United States of America and The Government of The Republic of Vietnam of 2007* (https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/tifa/asset_upload_file81_12935.pdf) (閲覧：2019年9月30日)
- US House of Representatives (2001), Committee on Ways and Means, *Report, Approval of the Extension of Nondiscriminatory Treatment with Respect to the Products of the Socialist Republic of Vietnam*, September 5, USGPO.
- US Senate (2001), Committee on Finance, Hearing, *United State—Vietnam Bilateral Trade Agreement*, June 26, USGPO.
- US Senate (2006), Committee on Finance, *Hearing, U. S.-Vietnam Trade Relations*, July 12, USGPO.
- USTR (2006) *Trade Facts*, May.
- WTO (2003a) “‘Quantum jump’ needed if Viet Nam is to join in two years,” *WTO News*, 12 May.
- WTO (2003b), “Viet Nam starts its ‘quantum jump’ but still some way to go,” *WTO News*, 12 December.
- WTO (2004) “Members praise Viet Nam’s new offers, but seek improvements and more clarification,” *WTO News*, 15 June.
- WTO (2006), Working Party on the Accession of Viet Nam, *Accession of Vietnam: Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam*, 27 October. p. 10.